

滝上町農産品加工研究センターからのお知らせ

令和3年4月1日から施設使用料及び設備使用料を改正しましたので、お知らせします。

<改正内容>

- 施設使用料及び設備使用料については、平成16年12月の改正を最後に据え置きましたが、その間、電気料の値上げや二度の消費税の増税など維持経費が増加していること、また町の財政事情なども考慮し、一律10%相当分の使用料を引き上げます。
- フリーズドライの設備使用料については、経年劣化等により故障し、整備が困難となっていることから、廃止いたします。
- 竹の子ビン詰め加工については、平成8年度の施設有料化の際、処理能力を超える稼働状況であったことなどから、加算額を設定していたところではありますが、近年の状況を考慮し、廃止いたします。

● 滝上町農産品加工研究センター設置条例の抜粋

別表（第5条関係）

施設使用料	設備使用料		
	レトルト	スモークハウス	その他
円	円	円	円
400→440	600→660	900→990	200→220

備考

- 1 使用料は一工程1回の徴収とする。
- 2 複数で使用する場合には、施設使用料は人数分徴収し、設備使用料は人数にかかわらず1により徴収するものとする。
- 3 営利を目的として使用する場合は、上表に基づき算定した使用料に3を乗じて得た額とする。

※ 施設利用者の皆様には、応分のご負担を強いることとなりますが、町としましても施設の設置目的にあります「地場農畜産品等の付加価値を高めるため、加工技術の研究開発及び製造販売を促進し、もつて地域産業の振興と豊かな農村生活の確立に寄与する」ため、施設の維持とより多くの方々にご利用されるよう施設運営に取り組んで参りますので、ご理解願います。

※ 施設へ運営等に関し、ご意見等があれば、お気軽にご連絡願います。

お問い合わせ先 農政課特産開発係 29-2111（内線244）